

平成20年6月30日

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会の公表した「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の取扱いについて

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から平成20年3月21日付で公表された「セグメント情報等の開示に関する会計基準」については、下記のように取り扱うこととする。

#### 記

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」は、金融商品取引法の規定の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うものとし、平成22年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表から適用することとする。